

令和8年8月14日

ご家族様へ

特別養護老人ホームひらはらの郷施設長

面会の変更について(お知らせ)

平素より、当施設の運営につきましては、ご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
令和8年9月1日(火)から、次のとおり面会を変更しますので、お知らせします。

1 面会(可能)日・面会時間

- (1) 月曜日から土曜日までの9時30分から17時まで。但し、11時30分から13時30分までの時間帯は、入居者様の昼食対応のため、除きます。
- (2) 祝日及び年末・年始(12月31日から1月3日まで)は、原則、面会日から除きます。但し、ゴールデンウィーク及びシルバーウィークの面会については、別途、お知らせします。

なお、令和8年9月16日(水)の午前中は、施設行事(敬老会)のため、面会は午後のみとなります。令和8年シルバーウィークの面会については、9月21日(月)から23日(水)まで、上記時間帯で面会できます。

- (3) インフルエンザ等の感染状況によっては、面会を急きょ変更・中止する場合があります。その場合も、別途、お知らせしますが、郵送による行き違いもありますので、事前に当施設ホームページの「新着情報」をご覧ください。

2 面会の場所

入居者様の居室、当施設内及び当敷地内となります。

3 面会の方法

- 面会の事前予約は、不要です。
- 面会の回数には、制限はありません。
- 面会時間は、上記時間帯であれば、どの時間帯でも構いませんが、入居者様の体調には、十分留意してください。

4 その他

- 同時入室は3名とさせていただきます。3名を超える場合は、適宜、交代してください。交代のためお待ちいただく場所は、居室のある階のエレベータ付近のホールとなります。
- 時間帯によっては、外国人の職員が対応させていただく場合がありますので、お困りの際は、他の職員に声をかけてくださるようお願いいたします。
- 37.0度を超える発熱のある場合や体調がすぐれない場合は、面会はできません。引き続きマスク着用の上、感染予防にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】
ひらはらの郷ケアマネ相談員課
TEL:0848-21-2223

ご家族様へ

特別養護老人ホームひらはらの郷施設長

入居者様への飲食物の差し入れについて(お願い)

平素より、当施設の運営につきましては、ご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、当施設では、入居者様の身体状況にあったきめ細やかな食事形態を提供するとともに、カロリーや塩分などにも留意し、バランスのとれた食事の提供に心掛けています。

また、入居者様の好物などを差し入れたいとのご家族様からのご要望にも、できるだけ対応させていただいていますが、食中毒防止などの食品衛生上の観点から、下記のとおり変更させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 変更日について

令和8年9月1日から

2 お預かりできない飲食物について

(但し、入居者様とご家族様が一緒に飲食される場合は、この限りではありません。)

- (1) 刺身・寿司などの生もの
- (2) 家庭で調理・加工した惣菜などやカットフルーツ
- (3) 賞味期限の記載のないもの、開封したもの

3 引き続き、お預かり可能な飲食物で、注意が必要なものについて

飲食物など	具体例
ヨーグルト・プリン・お菓子類・飲み物など	賞味期限内のもの、個包装されたものに限り ます。
果実類	バナナ・みかんなどの皮付き果物に限り ます。

※ 賞味期限内であっても、食品の状態などによっては、職員の判断で処分させていただく場合があります。

4 ご家族様と一緒に飲食される場合の留意事項について

- (1) 飲食物の差し入れがある場合は、1階受付にて「飲食物差し入れ票」にご記入の上、ユニットの介護職員に「飲食物差し入れ票」を必ずお渡しください。介護職員が事前に差し入れの飲食物を確認させていただきます。その後、お召し上がりください。
- (2) お預かりできない飲食物については、全てお持ち帰りいただくことになります。
- (3) お預かりできない飲食物であっても、面会時間中ご家族様同席の場合は、召し上がっていただくことができます。他の入居者様とお持ち込みの飲食物を分け合うことは、健康管理上、禁止とさせていただきます。(食事制限などのある入居者様がおられます。)
- (4) 生もの・家庭で調理・加工したものについては、温度管理(保冷等)を徹底してください。また、ご家族様と一緒に飲食される場合の誤嚥・誤飲や体調不良等については、当施設では責任は負いかねますので、ご了承ください。

—裏面も参照してください—

【お問い合わせ先】
ひらはらの郷ケアマネ相談員課
TEL:0848-21-2223

飲食物の差し入れ(持ち込み) についてのお願い

お預かりできないもの

(ご家族様と一緒に飲食される場合は、この限りではありません。)

刺身、寿司などの生もの



賞味期限の記載がないもの、
開封したものなど

家庭で調理・加工したお惣菜や カットフルーツ



差し入れ(持ち込み)のルール

① 差し入れ(持ち込み)がある場合は、1階受付にて「飲食物差し入れ票」にご記入のうえ、ユニットの介護職員にお渡しください。

職員が事前にお持ち込みの飲食物を確認させていただきます。



③ お預かりできないものについては、全てお持ち帰りいただくことになります。

他の入居者様とお持ち込みの飲食物を分け合うことは、健康管理上、禁止とさせていただきます。



② お預かりできないものでも、面会時間中であればご家族様同席のもとで、召し上がっていただくことができます。



④ 生もの・ご家庭で調理・加工したものについては、温度管理(保冷等)を徹底してください。

ご家族様とご一緒に飲食される場合の誤嚥・誤飲・体調不良等については、当施設では責任は負いかねますので、ご了承ください。



令和 年 月 日

飲食物差し入れ票

入居者様氏名 () 様)

対応職員 ()

【差し入れリスト】 (記入例：ヨーグルト・刺身・寿司・手づくりの総菜など)	個数
【備考欄：介護課記入】	

- ① 事務課受付にて差し入れ表に記入してください。
- ② 飲食される前に、差し入れ表を介護職員にお渡しください。
- ③ 介護職員がお持ち込みの飲食物を把握させていただきます。
- ④ 居室内で入居者様・ご家族様でお召し上がりください。